

会 議 記 録

会議等の名称	第1回幌延町民憲章制定委員会
実施年月日・時間	平成22年6月7日・午後1時30分～午後2時20分
場 所	役場2F 小会議室
出席者	制定委員： 6名 幌延町： 町長以下6名
<p>てん末事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 町長より委嘱状交付 2. 町長あいさつ 3. 委員及び事務局員紹介 4. 委員長及び副委員長選任 委員からの推薦により、 委員長 丹羽達雄委員 副委員長 西澤裕之委員 5. 委員会設置要綱及び運営に関する確認事項について 承認 6. 幌延町民憲章の制定について 了承 7. 幌延町民憲章の形式について 協議の結果、 前文と5か条程度の本文による、一般的な形式で制定することを決定 8. 幌延町民憲章の掲示方法について 協議の結果、 ステンレス製のものを役場庁舎、問寒別出張所、生涯学習センターに設置。 プラスチック製のものを町内の3つの小中学校に設置。 ※委員からの意見 <ul style="list-style-type: none"> ・人の多く集まる総合体育館などにも設置しても良いのではないかと。 ・お金をかけず紙などで町内会館などに掲示することもどうか。 町から検討させていただきたい旨、回答 9. 町民からの意見募集について 協議の結果、 資料2のチラシをもう少し簡潔にわかりやすくして配付する。 事務局一任 10. 今後のスケジュールについて 承認 次回委員会を7月2日（金）13時30分から開催することを決定。 次回では、町民意見などを参考に事務局でたたき台となる案を策定し、提示する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	

協議事項

委員会設置要綱および運営に関する確認事項について

資料1

別紙資料による

幌延町民憲章の制定について

資料2

町民憲章制定の意義等について説明

幌延町民憲章の形式について

① 一般的な形式

周辺の自然環境・町の地理・歴史・誇るべき点・制定の事情・町民憲章の意義などを簡潔にまとめた「前文」と五箇条程度の箇条書きでまちづくりや生活の目標を述べた「本文」によって構成

② その他

一般的な形式にとらわれない、ユニークなもの

幌延町民憲章の掲示方法について

① 掲示場所

事務局案 役場庁舎・問寒別出張所・生涯学習センター（H23）・幌延小学校・問寒別小中学校・幌延中学校

計6箇所

② 掲示方法

事務局案 壁掛式で掲示。
素材＝ステンレス（役場等）、プラスチック（学校）

町民からの意見募集について 資料3

事務局案 町民の皆さんから、憲章に入れてほしい言葉を募集。
期間は6月いっぱい。

今後のスケジュールについて

幌延町民憲章制定委員会設置要綱

平成 22 年 3 月 15 日

告示第 8 号

(目的)

第 1 条 幌延町町制施行 50 周年を記念し、町民の一体感を醸成するとともに町づくりの明確なイメージを共有して一層の町民参加のまちづくりを推進するため、幌延町民憲章を制定することを目的に、幌延町民憲章制定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問により、必要な事項について調査審議し、町長に答申又は意見を具申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、町長が委嘱する委員 8 名以内をもって組織する。

(役員)

第 4 条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員を代表し会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は委員長が召集し、委員長が議長となる。

(委員の報酬等)

第 6 条 委員の報酬は無給とする。ただし、会議に出席したときは費用弁償を支給する。

(任期)

第 7 条 委員の任期は、幌延町民憲章が制定される日までとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務課企画振興グループにおいて処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

幌延町民憲章の制定について

定義及び位置付け

町民憲章は、町としての理念やまちづくりの方針を明らかにし、町民ひとりひとりがまちづくりに主体的に関わっていく為の「行動規範・目標」となるものです。

町民憲章は、町民のまちづくりの志を簡潔に表現し、その志への共感に基づく自発的行動を促すものです。町民みんなの半永久的な理想を謳うものであり、町民参加のまちづくりのための重要な事業と位置づけます。

制定の目的・意義

幌延町が昭和 35 年に町制を施行してからちょうど 50 周年の節目の年を迎えるにあたり、気持ちも新たに町民参加・協働のまちづくりをすすめていくため、町民全員が認識するまちづくりの道しるべとなるものとして制定します。

住みよいまちづくりのため、全町民の精神的指針として、永く世代を越えて共通認識をもてるものとします。

他市町村の憲章

市町村民憲章は、全国で大半の市町村で制定されています。

留萌管内では増毛町から天塩町までの全ての市町村で制定されており、宗谷管内でも枝幸町以外の市町村で制定されています。

憲章の形式としては、代表的なものは、自然環境や地理、歴史、憲章の意義などを述べた前文（序文・まえがき）と、5か条程度の箇条書きでまちづくりや生活の目標を述べた本文（主文）によって構成されています。

そのほか、詩情豊かに謳いあげたものや、宣誓文形式にしたもの、箇条書き部分の頭の文字を自治体名にかけているものなど、個性豊かなものもあります。

制定委員会の運営に関する確認事項

会議の原則

各委員は、会議に臨むに当り、次の事項を基本原則として認識するものとします。

- (1) 自由な発言：自由な発言を最大限に尊重します。
- (2) 批判中傷の禁止：特定の個人や団体の批判中傷は行いません。

会議の記録

- (1) 会議録は事務局が作成し、当該会議の次の会議で確認します。
- (2) 公表する会議録には、発言者の氏名は記載せず、職名（委員長、副委員長、委員A・B等）を記載します。

会議の公開

- (1) 会議は公開とします。
(第2回委員会以降、会議の日程についてホームページ、掲示板等で公表します)

会議の内容の取扱

会議の内容は、議事経過（議事録）を含め、町の広報等を通じて広く町民に発信します。

確認事項の追加及び変更

この委員会の運営に関する確認事項は、委員会の合意により変更又は追加できるものとします。

幌延町民憲章に入れてほしい言葉・キーワードを募集します

幌延町は昭和 35 年に町制を施行し、今年、町制施行 50 周年を迎えます。あわせて、本年 4 月 1 日から北海道の行政管内が留萌管内から宗谷管内へとかわりました。

この記念すべき年にあわせ、町民みんなのまちづくりの目標、行動規範といったものを明文化し、町民参加のまちづくりをさらにすすめるため、幌延町民憲章を制定することとしました。町民憲章では、町の誇るべきことがらや、まちづくりや生活の目標が掲げられます。町民の皆さんから、ぜひ憲章に入れたい言葉などを募集し、制定委員会で協議してより良い憲章を作り上げたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

例えば山口県周南市の市民憲章は…

「わたくしたちは 自然と産業が調和した周南市を愛し ともに輝きながら 心豊かに暮らせるまちをめざし 次のことを誓います 1 自然を大切にし 水と緑の美しいまちをつくります 1 みんなで助け合い 安心して暮らせるまちをつくります 1. 元気に働き 豊かで活力のあるまちをつくります 1. スポーツに親しみ 健康で明るいまちをつくります 1. 教養を高め 自らが輝き 世界に誇れるまちをつくります」(平成 18 年 4 月 21 日制定)

※意見募集の結果、このような言葉・キーワードが寄せられました。

緑をふやそう・元気・平和・環境への配慮・明るく、元気で楽しい都市・夢・ふれあい・郷土を愛する・市の自然を生かした言葉「海、山、川、緑など」・自然や緑を大切に・活力のある・相手を思いやり、尊敬しあう・ひとりひとりが自分らしく、生き生きと輝く・みんな・大切・感謝・あたたかい など

皆さんも、幌延町民憲章に入れたい言葉・キーワードをお寄せ下さい。

様式は自由です。町内にお住みの方、町内で働いている方ならどなたでも応募できます。任意の紙に入れたい言葉、ご住所、お名前（なくてもかまいません）をお書きになり、応募箱への投函、FAX、メールでお寄せ下さい。（募集締切：平成 22 年 6 月 30 日）

お問い合わせ・応募先：幌延町民憲章制定委員会事務局

幌延町総務課企画振興グループ 電話 5-1111

FAX 5-2971

メール zusr-som-kis@town.horonobe.hokkaido.jp

町民憲章に入れたい言葉・キーワード	
あなたのご住所・氏名	